

経営会議の内容

件 名	大和市生涯学習センター条例の一部改正について
所 管 部	文化スポーツ部
日時・場所	平成26年2月17日（月）11：40～12：00、13：00～13：20 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、生涯学習センター館長
提 出 理 由	大和駅東側第4地区公益施設へ大和市生涯学習センターを移転することに伴い、大和市生涯学習センター条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 利用料金について、生涯学習センターでは、「営利団体が利用する場合」、芸術文化ホールでは、「営利目的のために利用する場合」に、それぞれ加算利用料金が生じる。なぜ条例の表記が違うのか。 （所管部）生涯学習センターでは、利用に際して、事前登録を行っており、登録上の営利団体が施設を利用する場合、料金を加算することとしている。芸術文化ホールでは、参加費を徴収するなど営利目的のために施設を利用する場合、加算することになるため、それぞれ表記に違いが生じている。 ・ 講習室や会議室等の利用料金について、市民と市民以外の利用者で、差を設けないのか。 （所管部）生涯学習センター等5館においては、現在、使用料に差を設けてはいない。ただし、市民は優先して3ヶ月前から、市民以外の利用者は2ヶ月前から施設予約を可能としており、同様の取り扱いとしたい。 ・ 団体用倉庫は、どのくらいの大きさでいくつ作られるのか。 （所管部）団体用倉庫の大きさはW45cm×D45cm×H45cmで、48区画用意する予定である。 ・ 個人用ロッカーの利用料金は1回100円を想定しているとのことであるが、団体用倉庫の利用料金は1ヶ月に200円である。個人用ロッカーと団体用倉庫の料金について、差を設けた方が良いのではないか。 （所管部）団体用倉庫の利用料金について、再度、検討する。
会議結果	案のとおり、進めていく。